

**時事新報定價**  
 時事新報 一年三百六十五日 日七休刊セバ其代價選  
 送料廣告料ハ左ノ如シ  
 一枚三錢 一箇月前金五十錢 三箇月前金一圓五十錢 六箇月前金三圓  
 一箇年前金六圓  
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇  
 月二十六錢ノ送料ヲ申付テ

**時事新報廣告料前金**

一行廿四行	一行二行	一行一行	一行一行
五錢	六錢	七錢	八錢
九錢	十錢	十一錢	十二錢
十三錢	十四錢	十五錢	十六錢
十七錢	十八錢	十九錢	二十錢
二十一錢	二十二錢	二十三錢	二十四錢
二十五錢	二十六錢	二十七錢	二十八錢
二十九錢	三十錢	三十一錢	三十二錢
三十三錢	三十四錢	三十五錢	三十六錢
三十七錢	三十八錢	三十九錢	四十錢
四十一錢	四十二錢	四十三錢	四十四錢
四十五錢	四十六錢	四十七錢	四十八錢
四十九錢	五十錢	五十一錢	五十二錢
五十三錢	五十四錢	五十五錢	五十六錢
五十七錢	五十八錢	五十九錢	六十錢
六十一錢	六十二錢	六十三錢	六十四錢
六十五錢	六十六錢	六十七錢	六十八錢
六十九錢	七十錢	七十一錢	七十二錢
七十三錢	七十四錢	七十五錢	七十六錢
七十七錢	七十八錢	七十九錢	八十錢
八十一錢	八十二錢	八十三錢	八十四錢
八十五錢	八十六錢	八十七錢	八十八錢
八十九錢	九十錢	九十一錢	九十二錢
九十三錢	九十四錢	九十五錢	九十六錢
九十七錢	九十八錢	九十九錢	一百錢

時事新報

**日本銀行の株券騰貴**  
 政府が兌換銀行券條例を改正を加へて公布したるは本年七月三十一日のもので、當時日本銀行の株券は二百廿餘圓の相場ありしも、昨今にては二百八十圓内外を出入し、僅か四五箇月の間に殆んど六十圓の騰貴を見るに至りたり。世上一般の說を聞くと、同行株券の斯くも騰貴したるは、其次第は同行の事務漸く整頓して、利益も爲めよ大に増加す可しとの見込に由る然るものならんや。然れども條例の改正は之が重なる原因たらざるを得ず。云ふ其說の當否は容易に判斷す可らず。雖も株券の騰貴が條例改正の前後より其端を開きたるの事實は、經濟學者の宜しく注目す可し。所のなる可し。凡そ物の相場は其實價を從ふて高低するより、寧ろ見込に由りて昇降するの常なれば、日本銀行が條例改正の爲め將來實際に得べき利益は今日世人の見込む所と違ふも遠ふとなさや否に就ては我輩も其實況を知らざれば之を答ふるを得ず。雖も兎も角も、同行が條例改正の爲め巨額の兌換銀行券を發行するの特典を得たる其外、政府に貸付する二千二百萬圓を對しては、明治三十一年より至るまで一箇年百分の二即ち年々四十四萬圓の利子を得るととなりたるは、更に大利益を開きたるに相違ある可らず。左れば今後其利益の大に増加すべきは必然にして、從て株主への配當金も多きを加ふ可ければ、其株券に昨今の騰貴を致したるも、偶然にあらざるを知る可し。我輩は本年八月三日の時事新報に於て、兌換銀行券條例改正の事を論じ、其大體に就き贊成の意を表したるのみならず、兌換券の發行額及び交換準備に關する毎週平均高表を官報に掲げて、世上に廣告する事としたるは、文明政府の處置ありと賞讃したれども、日本銀行が明治三十一年より至るまで政府に貸付する二千二百萬圓を對して、毎年四十四萬圓の大金を國庫より受取ることは、實に株主の利益として其金の出所は、國民の納むる税金より外からざる旨を述べたるは、讀者も已に知るものとあらんが、昨今同行株券の騰貴したる其原因が果して重なるに條例の改正に在りて、すれば我輩の豫論は今日に於て稍や其實を得たるものとして、同行の株主は未だ四十四萬圓の利益を國庫より受取りたることは、はなはけと今日その一株に就き不意の六十圓を儲けたる次第なれば、第一着の僥倖は既に實を握りたるものと云ふ可し。蓋し政府が斯く大金を年々國庫より支拂ふとに決したるは、固より種々の事情ありて再三再四熟考の上の事ならんや。れども其事情あるものを、金と積りて果して年々四十四萬圓を儲け、株主をして目下直に六十圓の僥倖を得せしむるは、是る可き程のものあるや否や、我輩も此に至れば少しく判斷に躊躇する者あり。

日本銀行の組織は人民より成り立ちたる會社なれば、漫に公益の一途を偏して營業の損益を顧みざるが如きは固より爲す可からず。唯利是利を重んずるは、行の本色なれども、其重役は政府の任命する所として、特別の法律より支配せられ、特別の權利をも附與せられて所謂半官の商會なるが故に、獨り全國銀行の模範たるのみならず、商賣の中心、信用の源流として一舉一動都て公明正大の高處に止まり、苟も不時の利を僥倖するが如きは進で之を爲さざるのみか、眼前の利を見るも之を過る程にして、始めて天下の信を取らざる可し。甚だ迂濶なるも、似たれども體面重きものは其舉動も亦重からざるを得ず。人事の常數あれば、左れば今日日本銀行が四十四萬圓の殊利を得て、株主が株券の騰貴に逢ふたるは、誠と僥倖にして、株主の私利の爲めには、誠に可き可きも、此一事にして、商賣社會の模範たらんは、即ち天下の商人を率ひて、僥倖依賴の念を起さしむるの弊なしと云ふ可らず。我輩は株主の私利に對しては、少しく氣の毒なりと雖も、日本商法の徳義の爲め、之を惜しむものなれば、銀行の經濟に於て必ずしも斯る特典殊利に依賴せざるも、能く其自立を保つ可き覺悟あらんには、自から之を避けて、國庫の累を爲さざらんものと冀望に堪へざるなり。

官報

○特許發明實施の狀況(去る二十日の續)  
 輕便七道具(錐、鉛筆管、毛拔、耳搔、小刀、鉛筆筒、摺付木筒の七品を結合せるものとして携帶に便なるもの) 東京府平民村吉之助 ○本發明は明治二十年一月より實施し本年五月迄二年二箇月を經過せり ○販賣の數額八十五箇此價額四十五圓あり ○販路は兎角濫濫せり蓋し昨二十年中共進會へ出品し其他各地方へ見本として送られる品の價格不廉なるも、形造の宜しきを得ざるも、由るべきを以て爾來一層製造法に注意し現今にては其價格半額以内を低減し形造も宜しきを得るに至りたるが故に充分販路を擴張するの見込あり特許以來の損益は未だ計算せず ○本發明は物品を製造すべき機械を製作し廣く販賣するを以て目的とせり  
 鬘夾 東京府平民中村喜三郎 ○本發明は明治十九年四月より實施し本年五月迄二年二箇月を經過せり ○販賣の數額三萬五千箇此價額三百五十圓あり ○販路は相繼に開けり特許以來支消せる金額中未だ償はざるもの六十二圓五十錢あり  
 貨幣計量器 東京府平民中村喜三郎 ○本發明は明治十九年四月より實施し本年五月迄二年二箇月を經過せり ○販賣の數額四千四百五十箇此價額八百八十八圓五十錢あり ○販路は可なり擴張せり尙ほ前途に望あり ○特許以來支消せる金額中五百五十五圓六十五錢は未だ之を償ふに至らず  
 時計機仕掛製絲器械 埼玉縣平民權田周助 ○本發明は明治十九年五月より實施し本年五月迄二年一箇月を經過せり ○販賣の數額百七十箇此價額三百八十二圓あり ○販路は相繼に開けり前途に望あり ○特許以來の收入は未だ其費用を償ふを得ず  
 改良糶爐 神奈川縣平民中坪傳吉 ○本發明は明治十八年十二月より實施し本年五月迄二年六箇月を經過せり ○販賣の數額千五百三十七箇此價額四百五十五圓八十錢あり ○販路は東京府下よりして其他各地方は其二分の一なり ○特許以來凡そ九十三圓の利益を得たり  
 貨幣分別機(數種の雜貨幣を各種に分別する器) 東京府平民駒井德五郎 ○本發明は明治十九年三月より實施し本年五月迄二年三箇月を經過せり ○販賣の數額二千八百三十一箇此價額千二百七十三圓九十五錢あり ○販路は東京府下を始め各地方へ漸々擴張せり ○特許に依り生せる利益五百二十八圓二十五錢なり

便所用紙 東京府平民坪内雄美 ○本發明は明治十九年四月より實施し本年五月迄二年一箇月を經過せり ○販賣の數額十五萬箇此價額五千二百五十圓あり ○販路は明治十九年中殊に同年夏季は流行病ありしたるに隨分擴りたれど爾後追々縮少の傾あり ○特許以來未だ之が費用を償ふに至らず蓋し普通の便所用紙は廉價なるを以て本發明品も尙て廉價に賣割きたるも、普通用紙は割引少きも本發明品は賣割の割引を爲さずれば受賣を望むもの亦く仍て其比例を以て御賣をさせるに由る  
 足袋形靴下 東京府平民坪内雄美 ○本發明は明治十八年九月より實施し本年五月迄二年九箇月を經過せり ○販賣の數額大凡三千二百足此價額千六百圓あり ○販路は十九年の初より二十年上半期に至る迄は次第に弘りしも本品は專賣特許の符號を施し難く多くは符號を付せずして販賣せるに依り模造品の數多くなると容易に偽造し得らるるに依り昨今は漸々販賣額を減するに至れり ○特許以來損益未だ不明なり ○専賣權を侵害せしと認めし者東京府下神田區に一名本郷區に一名あり目下告訴中あり其他住所姓名等不詳の偽造販賣者頗る多し  
 食物搗碎器 東京府平民染谷慶一郎 ○本發明は明治十九年六月より實施し本年五月迄二年二箇月を經過せり ○販賣の數額七十箇此價額八圓四十錢なり ○販路は極て濫濫せり ○特許以來支消せる金額中未だ償はざるもの凡そ十圓あり  
 織物機械 埼玉縣平民富澤作藏 ○本發明は明治二十年三月より實施し本年五月迄二年三箇月を經過せり ○本機械を使用して製出せる織物は木綿二子織七百五十段此價額三百七十五圓なり但し本機械一臺の織出高とす ○販路は機械の需要者あきと拘らざる織物に頗る好評を得たり尤も當初ありては機械織は品質不其等の説ありて兎角嫌忌するの風ありしも昨今に至り本機械地合の整齊せる等は到底他機械の企及はざる所あるを以て一般に信用せしもの如し故に販路は將來擴張するの見込あり ○將來は利益あるの見込なれども現今は未だ損益する所あらず ○本發明は當初専ら機械を製作販賣するの目的ありしかば往々機械の効用を疑ふものありて需要者なきが故に自ら此機械を使用して織物を製出するものとせり然るも近來注文するもの出來て試に洋服地を織出したるも頗る好結果を得たりと云ふ爾後追々機械の注文を亦するものありて稍々機械の販路も開けんとするもの如し

自潤筆 (筆軸中に墨汁を貯へ之を適度に注出し頭毛をして自ら潤はしむる便利筆) 岡山縣平民池上幸次郎 ○本發明は明治二十年三月より實施し本年五月迄二年三箇月を經過せり ○販賣の數額二百本此價額凡そ三十八圓あり ○販路は東京府下を開けり ○特許以來未だ損益未だ不明なり ○相繼の利潤を得たり  
 改良蠟燭 新潟縣平民本本久四郎 ○本發明は製品の材料たる蠟燭は到底内地に於て得難きに依り支那地方就中香港より輸入せんとして目下價格相合中あるを以て未だ實施するに至らず故に各事項に就て記載すへきものなし  
 改良圓形扇子 京都府平民塚本備助 ○本發明は明治十八年十一月より實施し本年五月迄二年七箇月を經過せり ○販賣の數額四萬三千五百本此價額二千七百三圓二十錢なり但し上下等の二種ありて上品は一本六十五錢下品は一本四錢八厘に於て販賣せり ○販路は從來米國のみならず本年より佛國及伊國へも見本を送りたれば此等の諸國にも擴張するの見込あり ○特許以來特許算せざれども通常の扇子より比較すると、は平均二割以上の利益を得たるべし ○専賣權に對し侵害を加へんとしたる同業者ありたれども其製品は專賣人に於て差押へたり  
 髮の癖直し藥 東京府平民塚本喜知 ○本發明の特許を得たるは明治十九年なれども實施せるは明治十四年十一月以來にして本年五月迄六年六箇月を經過せり ○販賣の數額一萬五千箇此價額二百五十五圓七十八錢七厘なり ○販路は一時相應に開けたれども近來漸々濫濫せりが如し蓋し類似品を製出するもの多きに由るあらん ○本發明に關して特許以來の計算を

○水雷川 中ありし  
 ○二艘都合 日運轉式  
 ○越中俱 きたるに  
 ○定計幹事 上政寛氏  
 ○戰没者 見泥八幡  
 ○大坂地 此の價札  
 ○梅田停車 宛を發見  
 ○奇蝦蟇 其奇なる  
 ○聯合會 二月農商  
 ○狼狩に 等々の山々  
 ○と寄す ばとて其  
 ○總勢凡 山陽鐵道

廣告

上等石版價目表

實母事

病氣ノ虞發生不相叶昨被檢濟十全醫  
 院ニ於テ死仕候ニ就テハ本日假葬  
 送ノ上進ア更ニ國許中津ニ於テ本葬式ヲ營ニ御  
 送儀及御葬儀ノ各位ニ報ス

例年の通來る廿五日、廿一日迄  
 歳暮大賣出し粗景呈進

山陽鐵道